○受刑者の集団編成に関する訓令

［平成１８年５月２３日法務省矯成訓第３３１４号
法務大臣訓令］

（趣旨）

第１条　この訓令は、受刑者の集団の編成を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（集団編成の基準）

第３条　受刑者の集団の編成は、次に掲げる事項を基準として定めるものとする。

⑴　矯正処遇の種類及び内容

⑵　刑名、刑期、性別、年齢等の属性（以下「属性」という。）

⑶　犯罪傾向の進度

（処遇指標の指定）

第４条　受刑者には、処遇指標（受刑者に実施すべき矯正処遇の種類及び内容並びに受刑者の属性及び犯罪傾向の進度を示す指標をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

２　処遇指標の区分及び符号は、別表のとおりとする。

３　処遇指標は、受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

（処遇指標の判定基準）

第５条　処遇指標のうち矯正処遇の種類及び内容並びに犯罪傾向の進度の判定基準は、矯正局長が定める。

２　処遇指標のうち属性の判定基準は、必要に応じ、矯正局長が定める。

（処遇指標の表示方法）

第６条　処遇指標は、矯正処遇の種類及び内容の符号、属性の符号、犯罪傾向の進度の符号の順序で表示するものとする。

２　前項に規定するもののほか、処遇指標の表示の方法は、矯正局長が定める。

（処遇区分の指定等）

第７条　刑事施設及び少年法（昭和２３年法律第１６８号）第５６条第３項の規定により刑の執行を受ける受刑者を収容する少年院（以下「刑事施設等」という。）には、処遇指標に対応する処遇区分（刑事施設において実施することができる矯正処遇の種類及び内容並びに刑事施設等において収容することができる属性及び犯罪傾向の進度の区分をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

２　処遇区分は、刑事施設等ごとに、矯正局長が定める。

３　前項の規定にかかわらず、矯正管区の長は、特に必要と認める場合には、矯正局長の認可を受けて、その管轄区域内の刑事施設等の一部について、異なる処遇区分を指定することができる。

４　第４条第２項の規定は、処遇区分について準用する。

（処遇を行う刑事施設等）
第８条　受刑者の処遇は、矯正局長が定める場合を除き、その処遇指標に対応する処遇区分に指定されている刑事施設等において行うものとする。
２　前項に規定する刑事施設等に収容するための刑事施設等間の受刑者の移送については、矯正局長が定める。
（処遇の標準等）
第９条　刑事施設の長は、属性及び犯罪傾向の進度に応じて矯正局長が定める処遇の標準に基づき、受刑者の処遇を行うものとする。

附　則

１　この訓令は、法の施行の日（平成１８年５月２４日）から施行する。
２　この訓令の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者で、受刑者の処遇調査に関する訓令（平成１８年法務省矯成訓第３３０８号大臣訓令）により廃止された受刑者分類規程の全部を改正する訓令（平成１３年法務省矯医訓第６６２号大臣訓令）により分類級（収容分類級及び処遇分類級）を指定されている者（以下「在所受刑者」という。）については、訓令施行後の定期再調査日までは、次のとおりの処遇指標に指定されたものとみなす。
⑴　収容分類級
ア　Ｊｔ、Ｗ、Ｆ、Ｉ、Ｌ、Ａ及びＢの各収容分類級を指定されている者については、それぞれの符号に該当する処遇指標に指定されたものとみなす。
イ　Ｊの収容分類級を指定されている者については、Ｊｔの収容分類級を指定されている者を除き、Ｊの処遇指標を指定されたものとみなす。
ウ　Ｍ及びＰの各収容分類級を指定されている者については、医療を主として行う刑事施設に収容する必要があり、当該収容分類級の符号の表示が最先順位となっている場合にのみ、それぞれの符号に該当する処遇指標に指定されたものとみなす。
エ　収容分類級ＹＡ級として指定されている者については、ＹＡの処遇指標を指定されたものとみなし、収容分類級ＹＢ級として指定されている者について、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる場合においてはＹＢの処遇指標を、それ以外の場合については
Ｂの処遇指標を指定されたものとみなす。
⑵　処遇分類級
ア　処遇分類級Ｔ級として指定されている者については、Ｒ０の処遇指標を指定されたものとみなす。
イ　処遇分類級Ｖ級として指定されている者で、この訓令の施行の際、現に職業訓練を受けている者についてはＶ１及びＲ０の処遇指標を、それ以外の者についてはＶ０及びＲ０を指定されたものとみなす。
ウ　Ｔ級及びＶ級以外の処遇分類級を指定されている者については、Ｖ０及びＲ０の処遇指標を指定されたものとみなす。ただし、禁錮受刑者及び拘留受刑者で作業を行わない者に係るＶ０の処遇指標の指定については、この限りでない。
エ　アからウまでに規定する処遇指標に加え、この訓令の施行の際現に学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による小学校又は中学校の教科の内容に準ずる内容の指導を受けている者については、Ｅ１の処遇指標を指定されたものとみなし、同法

による高等学校又は大学の教科の内容に準じる内容の指導を受けている者については、Ｅ２の処遇指標を指定されたものとみなす。

附　則〔平成１９年法務省矯総訓第３３６１号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成１８年法律第５８号）の施行の日（平成１９年６月１日）から施行する。

附　則〔平成２１年法務省矯成訓第６４７３号大臣訓令（抄）〕

１　この訓令は、平成２２年１月１日から施行する。

附　則〔令和４年法務省矯成訓第２号大臣訓令（抄）〕

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２表に係る改正規定は、同年９月１日から施行する。

附　則〔令和５年法務省矯成訓第１５号大臣訓令（抄）〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日（令和５年１２月１日）から施行する。

別表　処遇指標の区分及び符号

１　矯正処遇の種類及び内容

<table>
<tr><th>種類</th><th colspan="2">内　容</th><th>符号</th></tr>
<tr><td rowspan="2">作業</td><td colspan="2">一般作業</td><td>Ｖ０</td></tr>
<tr><td colspan="2">職業訓練</td><td>Ｖ１</td></tr>
<tr><td rowspan="7">改善指導</td><td colspan="2">一般改善指導</td><td>Ｒ０</td></tr>
<tr><td rowspan="6">特別改善指導</td><td>薬物依存離脱指導</td><td>Ｒ１</td></tr>
<tr><td>暴力団離脱指導</td><td>Ｒ２</td></tr>
<tr><td>性犯罪再犯防止指導</td><td>Ｒ３</td></tr>
<tr><td>被害者の視点を取り入れた教育</td><td>Ｒ４</td></tr>
<tr><td>交通安全指導</td><td>Ｒ５</td></tr>
<tr><td>就労準備指導</td><td>Ｒ６</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教科指導</td><td colspan="2">補習教科指導</td><td>Ｅ１</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別教科指導</td><td>Ｅ２</td></tr>
</table>

２　属性

属 性	符号
拘留受刑者	Ｄ
少年院への収容を必要とする１６歳未満の少年	Ｊｔ
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	Ｍ

身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする者	F
禁錮受刑者	I
おおむね２６歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの	U
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が１０年以上である者	L
少年審判で検察官送致となった時に２０歳未満であった者のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる２０歳以上２６歳未満のもの	Ｙｊ
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる２０歳以上２６歳未満の者のうち、Ｙｊに該当しない者	Y

３　犯罪傾向の進度

犯罪傾向の進度	符号
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B